

【重点支援】

事業所省エネ化促進支援事業

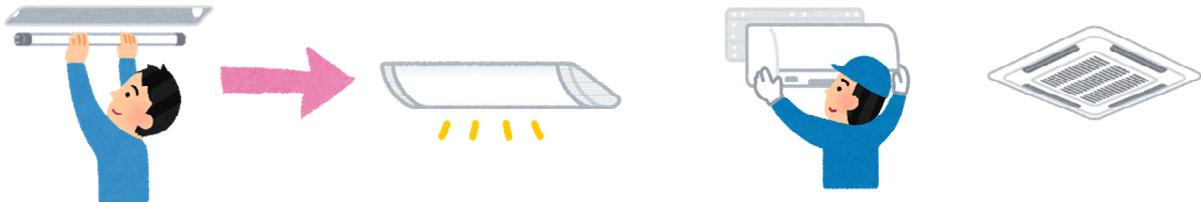
1. 目的

原油価格高騰等の影響を踏まえ、市内事業者が行う省エネルギー設備への入替えや断熱及び遮熱性能の高いリフォーム工事に対し、経費の一部を補助します。

2. 申請期間

令和8年4月1日から予算額に到達するまで

3. 概要

補助対象者	市内に本社又は主たる事業所を有する事業者		
補助対象事業	省エネ設備への入替え 既設のエアコン・照明器具・電球・冷蔵庫・冷凍庫・ボイラ・給湯器・コンプレッサーを省エネ設備に入れ替える事業		
	以下の要件を全て満たす設備が対象です。 (1) 商品・サービスの生産・提供プロセスにおいて使用している設備を同等の出力・能力を有する設備に置き換えるものであって、エネルギー使用量の削減が見込まれる設備 (2) 事業所内に設置、又は使用する設備 (3) 外部から電気、燃料等の供給を受けて稼働する設備 (4) 発電機能を有しない設備 (5) 償却資産として登録される設備 (6) 事業所のエネルギー使用に直接影響のある設備 (7) 生産設備でないこと (8) 過去に「十日町市事業所省エネ化促進支援事業」及び国県等の補助事業等で導入した設備の入替えでないこと ※個別の設備においては以下の要件を満たす必要があります。 (1) 家庭用エアコンは、10年以上使用しているものから入れ替える設備であること (2) 照明器具及び電球は、 非LEDからLEDへ入れ替える設備 であること		
			
省エネ化リフォーム工事 断熱及び遮熱性能の高いリフォーム工事 壁・床への断熱工事、ペアガラス設置工事、二重サッシ設置工事、ウレタン吹付工事等 ※リフォーム前後で施工したことが視覚的に分かるものであること (例：ガラスに断熱フィルムを貼る、ガラスコーティングをする等は対象外)			
交付額	事業内容	補助上限額	補助率
	省エネ設備への入替え	50万円	かかった経費の1/3 (消費税分を除く)
省エネ化リフォーム工事	100万円		

注意点

- ア 令和8年4月1日以降かつ交付決定通知日以降に実施する事業が対象です。
- イ 機器入替えとリフォーム工事ともに要件を満たせば、併用することも可能です。ただし、同一事業者による申請は同一年度1回限りとします。
- ウ 補助上限額は、設備入替えとリフォーム工事それぞれに定める通りとし、併用する場合は、総額100万円を補助上限額とします。
- エ 令和9年2月28日までに購入・設置工事まで完了し、実績報告書兼請求書を提出すること。
- オ 設備入替えとリフォーム工事は、市内に本社又は営業所がある事業者への発注とします。ただし、納期・工期等の事情により、期間内に事業が完了できない場合は、その限りではありません。
- カ 最低事業費は 10万円とします。
- キ 補助対象経費が、申請時の金額から変更になる場合、「補助金変更承認申請書」の提出が必要です。
- ク 他の公的な補助金の交付を受けている場合は、その金額を除いた額を当該補助金の対象とします。他の補助機関では、複数の団体からの補助金併用を不可と定めている場合がありますので、補助金を併用する場合は、事前に補助機関にご確認ください。

4. 申請方法

(1) 申請書類等の入手方法

- ① 十日町市ホームページからダウンロード

(2) 申請方法

下記の書類を揃えて提出してください。

- ・申請書（様式第1号）
- ・事業計画書（別紙1）
- ・補助対象事業の見積書
- ・補助対象事業が補助要件を満たすことを確認できるもの（統一省エネラベル・カタログ等）
- ・既設機器又はリフォーム前の状況を確認できる写真
- ・納税証明書 ※本庁 税務課・各支所 地域振興課にて有料（350円）で発行します。



5. 補助金交付までの流れ

- (1) 購入機器・リフォーム工事の見積書を入手し、申請書に必要な書類を添付して提出してください。
- (2) 申請を受付けた後、内容を審査し「交付決定通知書」を送付します。
※「交付決定通知書」が届き次第、機器の購入・リフォーム工事を始めていただいて構いません。
- (3) 補助事業を実施後、「実績報告書兼請求書」を提出してください。（① 請求書 ② 領収書 ③ 施工中・後の写真の添付が必要です。）審査後に交付します。

【お知らせ】

9月末までに申請額が補助金予算額に達した場合は、申請受付を一旦中止させていただき、10月以降、予算の調整ができ次第申請を再開します。ご了承ください。



お問合せ・提出先：十日町市産業政策課 産業振興係（025-757-3139）